

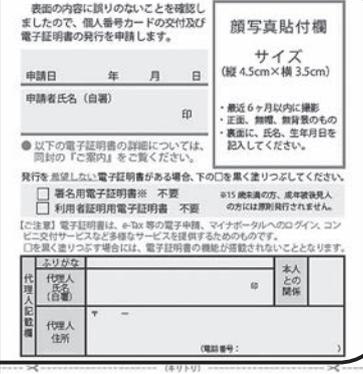
# おしえてマイナンバー

## マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)について

### ■個人番号カードの申請について

皆さんはもう個人番号カードの申請はお済みですか？

個人番号カードは顔写真が付いていて、本人確認の書類として利用できます。個人番号カードの申請方法を確認して、ぜひ取得してください。

表面	裏面				
 <p>通知カード 個人番号 0123 4567 8901 氏名 番号 花子 住所 ○○県△△市□□町◇丁目△番地 1-1-1 平成5年3月31日生 性別 女 発行日 平成27年10月00日</p>	 <p>● 当該で定められた範囲内の住所の個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また、犯罪事実を改ざりした複製、送付により利用されます。 ● この通知カードを捨てる場合は、お手数ですが、下記期限までご燃焼ください。 ● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、同時にお返ししなければなりません。</p> <p>マイナンバー</p>				
 <p>個人番号カード交付申請書 ※ 電子証明書発行申請書 (地方公共団体事務システム構築 宛) 申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123 * 番号 花子 氏名 * 住所 ○○県△△市□□町◇丁目△番地 1-1-1 生年月日* 平成5年3月31日 性別* 女 【代替文字情報】 電話番号 外線電話番号の区分* 住所別番号 住居別番号 住居別番号 3456 7890 123 右欄の赤字表記を希望する ※最大11文字まで(漢字/英字1文字) ハンゴウ ハナコ ※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。 左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。</p>	 <p>表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。</p> <p>顔写真貼付欄 サイズ (縦4.5cm×横3.5cm) 申請日 年 月 日 申請者氏名(自署) 印 ● 最近6ヶ月以内に撮影 ● 正装、除眼鏡、顔装飾のもの ● 裏面に、氏名、生年月日を入り込んでください。</p> <p>発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。 <input type="checkbox"/> 署名用電子証明書 ※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方は原則発行されません。 <input type="checkbox"/> 利用者証明用電子証明書 ※ 不要</p> <p>【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナンバーへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。 □を黒く塗りつぶす場合は、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。</p> <table border="1"><tr><td>本人 代理人 (自署)</td><td>本人 との 関係</td></tr><tr><td>代理人 住所</td><td></td></tr></table> <p>電話番号: 3190110000019#</p> <p>● 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が、以上の「代理人(自署)」欄にご記入ください。 ● 申請の際は、同封の「ご案内」をご覧ください。 ● 申請の記載事項のうち、*印の付いた項目に変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。 ● 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。</p>	本人 代理人 (自署)	本人 との 関係	代理人 住所	
本人 代理人 (自署)	本人 との 関係				
代理人 住所					
 <p>申請書ID 1234 5678 9012 3456 7890 123 右のQRコードは郵送管理用です 視覚障がい者用 音声コード 10000019 01/01 3190110000019#</p>					



1. お手元に届いたマイナンバー通知の、個人番号カード交付申請書部分だけを切り離してください。
2. 必要事項を記入・押印のうえ、顔写真を貼り、郵送で申請してください。  
郵送に当たって、特に通知カード部分をいっしょに送らないよう、注意してください。  
申請書にあるQRコードを読み取って、スマートフォンなどから申請することもできます。
3. 個人番号カードの準備が出来たことを知らせる交付通知書が届きます。
4. 申請者本人が、町民生活課窓口で受け取れます。受け取る際は、以下の3つを必ずお持ちください。

①通知カード ②交付通知書 ③運転免許証などの本人確認書類

※住基カードをお持ちのかたは、返却が必要となります。

### ○民間事業者の皆さんへ

民間事業者のかたも、税や社会保障の手続きで、従業員などのマイナンバーの記載が必要です。マイナンバーの適正な取扱いのためのガイドラインをご確認ください。  
特定個人情報保護委員会ホームページアドレス <http://www.ppc.go.jp/>

問合せ ●マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178  
●総務課企画政策防災担当 ☎62-1231

次月以降も、マイナンバー制度についてお知らせします。